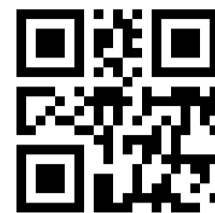


未来構想レター (春季)



〒100-6015 東京都千代田区霞が関三丁目
2番5号霞が関ビル15階 JWD内
電話：03-6625-0723/ FAX:03-6625-0724
E-mail: info@ffv.jp

一般社団法人未来構想会議

-Forum on Future Vision-

2024年4月1日

ぜひホームページ <https://ffv.jp/> を訪問してください。

様々なしがらみから解き離れた観点から、独立のシンクタンクとして、大胆に社会に提言を行い、SDGsの達成と持続可能な開発の構築に向け活動を行います。季刊第4号未来構想レター（2023年4月号）をお届けいたします。

ご挨拶

今年も桃や桜が美しく咲く季節となりました。一般社団法人未来構想会議も設立から4年度目を迎えることになりました。皆様のご支援のおかげと

深く感謝しております。本年度はより一層活発な活動を実施していきたいと思っております。

3月26日第19回勉強会 「2024年診療報酬の改定について」



眞鍋 馨・厚生労働省保険局医療課長

より、平成7年に東北大学医学部を卒業し、同年に厚生省に入省。その後2000年に介護保険制度を作るときにはじめて診療報酬改定に関わった。今回が4回目の改訂でその中で3回に関わった。診療報酬をもとに医療に対し国庫負担や患者の負担が決まる。その改定は大きな影響を与える。

医療は患者さんが自由に選ぶものではなくてサービスの提供の内容を供給者が主に決定する。つまり



医者なり看護師さんが、“あなたにはこの医療行為が必要ですよ”、ということでの医療処置を決めていくということになる。そこで診療報酬の支払い方には1. 出来高払い、つまり行われた診療行為を個別に評価してなされる支払いと、2. 包括払い、つまり複数の診療行為をまとめて評価してなされる支払いがあるが、どちらにも長所と短所があり、出来高払いを基本としつつ、その組み合わせの包括評価を導入、拡充してきた。

診療報酬見直し(改定)は、報酬額の変化であり、「患者一人あたり医療費がどの程度変化するか」ということになる。国民医療費(費用)は、一人当たり医療費(Price)×患者の数(Quantity)で決まるので、医療費は改定率だけでは決まらない。近年は診療報酬本体(いわゆる技術料)がプラス、薬価等実勢価格改定でマイナス、トータルでマイナス改定が続いている傾向にある。

高齢化の進展によって医療費の自然増が生じるが、医療費の増大はそのまま国民負担の増大を意味するために、医療などの質を下げずにいかに医療費を抑制するかが課題になってきた。

国民医療費の対GNP比を見ると1990年に4.6%であったものが、2012年には7.9%まで上昇した。その後は様々な努力で微増にとどまり、2021

年で8.2%である。令和6年度診療報酬改定の基本方針の概要としては、①物価高騰・賃金上昇、経営の状況、人材確保の必要

診療報酬の主な種類

- 【技術料】○ 医科点数表(いわゆる青本)、診断群分類(DPC)点数表(金本)
 - 歯科点数表
 - 調剤報酬点数表
- 【物代】○ 薬価、材料価格
- 他に 訪問看護療養費等

診療報酬の性格(限界?)

- 診療報酬は基本的に全国一律。医療機関ごとの個別事情や地域ごとの個別事情には対応できない。
- 診療報酬は個々の医療機関・薬局の収入。地域における面的な視点からの体制整備や調整に対応できない。
- 医療従事者の賃金等、分配は個々の医療機関の経営判断に委ねることとなる。→ 近年、看護職員処遇改善評価料などが設定されるように。
- 診療報酬の引き上げは、患者負担や保険料の引き上げにつながる。→ 評価の高低と自己負担の高低が連動。

診療報酬の主な役割・影響

- 医療サービス毎の報酬額を規定 → 保険医療サービスの質・量に影響
- 保険医療機関・保険薬局の医療収入を規定 → 経営に影響
- 医療費(医療資源)を配分 → 医療提供体制等に影響
- サービス供給量と合わせて医療費を規定 → 国の財政に影響

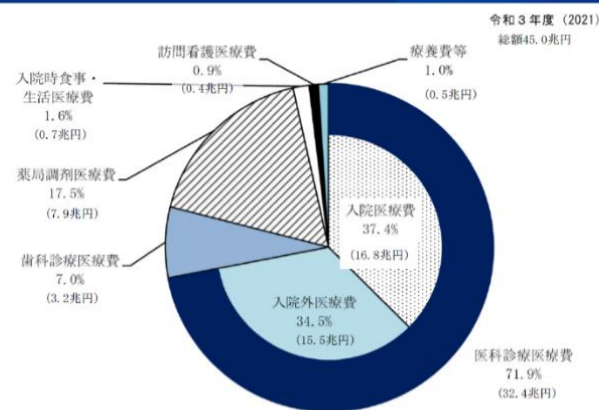
診療報酬とは

- 保険医療機関及び保険薬局が保険医療サービスの対価として受け取る報酬
- 全ての保険医療機関・保険薬局に一律に適用される
- 厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会(中医協)の議論を踏まえ決定(大臣告示)

診療報酬の機能

- 個々の診療行為の価格を定める(価格表としての性格)
 - * 技術、サービスを点数化して評価 (1点=10円)
- 保険診療の範囲・内容を定める(品目表としての性格)
 - * 基本的な医療技術(手技)は基本診療料で包括的に評価される
 - 一方、それ以外の点数表にない個別の診療行為は保険診療として認められない
- 技術・サービスの評価
 - * 数え方によるが医科で約5千~8千 歯科約2千 調剤約百 DPC約3千分類
- 物の価格評価(医薬品、医療材料については価格基準で規定)

(参考) 国民医療費の構成割合 (令和3年度)



出典：令和3(2021)年度 国民医療費の概況

性、患者負担・保険料負担の影響を踏まえた対応、②全世代型社会保障の実現や、医療・介護・障害福祉サービスの連携強化、新興感染症等への対応な

ど医療を取り巻く課題への対応、③ 医療 DX やイノベーションの推進等による質の高い医療の実現、④ 社会保障制度の安定性・持続可能性の確保、経済・財政との調和が挙げられている。最後に私見と断りながら、まとめを述べた。

Q&A:

Q. 入澤理事: 貴重なお話に感謝申し上げます。まず療養病床まで戻して、そしてまた介護の現場は在宅に戻そうという流れは、その通りだと思ひ、私どもでも取り組んでいる。このために医療病床を介護病床の他に 20 床だけ保持したが、今回の改定で非常に運営が厳しいという状況になり、この医療病床を持ったのは失敗だったのかな、全部介護病床にすれば良かったのか、少し早まったかなと思ったりしている。課長のご説明で在宅医療に戻すというイメージをきちんと分かっていたらいいなと感じ意を強くした。ただ地域の医療が置かれた現実があるので、患者さんというか利用者の方たちより先に医療を提供する方が先にダウンしてしまうのかなという懸念がある。この点をさらに議論していただければありがたい。この在宅医療に対しても地方では非常に高い障壁がある。田舎の場合、在宅といっても夫婦とも濃厚食でそれを在宅に戻すことが人道的とは思えない状況がある。この点を行政の方もよく理解していただければありがたい。また、各業界が賃上げの中で 医療従事者に対しての賃上げもありがたいが、同じ給料だと結局、田舎の場合には看護師さんも医者も含めて 医療従事者どんどん減ってしまう。昨日も看護学校を持っている病院の方とお話したが、看護師になった女性のほとんどが地元に残らず、東京に出ていってしまうという話があった。その方たちに残ってもらうためには、地方ならではの給与というものを発生させないと難しいという現実がある。診療報酬で地域ごとで変えていくなどの個別対応が難しいことは重々承知だが、それでも実際的な対応がないと地方で医療を維持していくことは限界なのかなと、最近弱気になっている。地方の現状も理解をいただいた上で、これからの医療行政をお願いしたい。

眞鍋課長: 障壁があるということはそのとおりだと思う。特に地方の場合には医療資源に限りがある中で在宅が支えられる状態がどこまでなのか、介護施設ができることはどこまでなのかなど、当然その地域によって事業によって様々だと思っている。その中でなるべく在宅に近いところへ、と考えているということもきちんと申し上げるべきだった。また、どのように医療資源を整えていくか、介護資源を整えていくかについては、まさに報酬体系で全体としては調整をしているつもりだが、一方地域でどのように整えるかに関しては、都道府県や市町村が基金とかあるいは様々な補助を行うことで支えていただく部分も必要で、どのような組み合わせがそれぞれに地域にとって良いのか、その可能性を都道府県の地域調整計画の会議などで、きちんと協議していただくことが必要かと思っている。特に地方の現状は、医療関係者の人数が大幅に変わってきていて、内容も量も変わっている。それに対してどのように手を打っていくかというのは、まさに地域全体で関係者全員がそろって一度に対処を検討していかなければならない、そういう状況になっているのだと私は認識している。

最後に**増子輝彦理事長**が感謝を述べ閉会した。**増子理事長、松本千穂理事**が出席。**富田茂之副理事長、入澤優公理事、蒲原基道理事、渡邊一夫・南東北病院グループ総長、阿部 巨・わかまつインターベンションクリニック院長**が ZOOM で参加。

令和6年度診療報酬改定の主なポイント

1. 賃上げ・基本料等の引き上げ

- ・ 医療従事者の人材確保や賃上げのためのベースアップ評価料により2.3%を目途とした賃上げを実施。
- ・ 40歳未満勤務医師や事務職員の賃上げ及び入院料の通則の改定に伴う入院基本料等の引き上げ。
- ・ 入院料通則においては、栄養管理体制の基準の明確化、人生の最終段階における意思決定支援及び身体的拘束の最小化の取組を要件化。
- ・ 標準的な感染対策実施と賃上げを念頭ににおいた初再診料の引き上げ。

2. 医療DXの推進

- ・ 医療DX推進体制整備加算により、マイナ保険証の活用、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスの整備促進。
- ・ 在宅医療DX推進体制加算により、マイナ保険証による情報を用いた訪問診療計画の立案による質の高い在宅診療を推進。

3. 同時報酬改定における対応

- ・ コロナ禍の経験を踏まえた、医療機関と介護保険施設等との連携の強化、協力医療機関の明確化。
- ・ かかりつけ医とケアマネ等との連携強化。
- ・ 障害者施設における末期がん患者等への訪問診療料等が算定可能に。

まとめ(私見)

- 今回の改定は、近年にない社会経済状況への対応(目前)も求められると共に、ポスト2025を見据えた対応(将来)を行ったことから、内容が幅広いものとなった。

(中医協総会 2024年2月14日 小塩会長
「多くの課題で解決を迫られた」)

- ポスト2025を見据えた同時改定という重要な機会において念頭に置いていたのは、資源に制約がある中でも、
 - ・ 医療においては生活の視点を
 - ・ 介護においては医療の視点の継続を重視していこうということ。
- 今回改定はこの視点で読み解けば全体をご理解いただけるものと思慮。

3月7日第18回勉強会 「北海道寿都町及び神恵内村における 文献調査報告書(案)について」

河村建夫会長より、核のゴミの最終処分場問題については、増子理事長と富田副理事長のお二人が中心になって活動を続けており、私も声をかけていただき、3人が中心となって勉強をしてきた経緯がある。今回、報告書の案がまとまったということで、現状をお伺いしたいと思う。と挨拶があった。**増子輝彦理事長より**、河村会長のお話にあった通り、富

田副理事長と私は国会議員時代から最終処分場実験施設視察のために世界各地を歩いた。そのうえで超党派の議連を作り、我々3人が代表世話人となって政策立案と課題解決のために活動してきた。高レベル放射性廃棄物の最終処分については色々と難しい問題はあるが、この問題は将来的にも避けて通れない大きな課題であり、原子力発電を利用してきた現世代が道筋をつける使命と責任がある。今回、寿都町と神恵内村の2つの北海道の自治体が文献調査を受け入れた。約2年の調査の上、その文献調査報告書(案)(以下「報告書(案)」という。)を取りまとめたので、勉強会を開催することにした。これからの問題点も含めて、今後どのような形で日本が進めていけるのかは日本だけではなく、世界的に大きな課題である。現状を把握した上で、意見交換をしながら、有意義な勉強会にできればと思っている。

田川和幸・原子力発電環境整備機構(NUMO)専務理事より、最終処分場選定のプロセスとこれまでのNUMOの取組みに



ついて説明があった。これまでに寿都町及び神恵内村の皆さまと多くの対話を重ねて調査を進めてきた。風評被害も心配されたが寿都町及び神恵内村では「ふるさと納税」の金額が伸びている。さらに、NUMOは新しい産業振興のお手伝いも行っている。今回の文献調査の目的は、既存の文献に基づいて明らかな不適格地があるかどうかの確認である。「報告書(案)」は国の審議会で公表がされているが、これからさらに審議会でも数回、審議し、「報告書」として確定する。その後、関係都道府県知事及び市町村長へ送付、公告・縦覧を行い、地域の皆さまにも公開する。その後、説明会を開催し、「報告書」の内容に対する意見を受け付けて整理し、NUMOとしての見解とその要約を準備した後、意見に配慮して概要調査地区を選定する。この選定に基づいて実施計画の変更を経済産業大臣に申請する。国においては、関係

都道府県知事及び市町村長の意見を尊重しなければならないと特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に定められている。その後、閣議決定などを経て、実施計画の変更承認が行われたら、概要調査地区の選定が完了することになると説明した。その後、**兵藤英明・NUMO技術部部長より**、「報告書(案)」の内容について説明があった。寿都町・神恵内村における文献調査に当たっては、同町村の協力を得て、地層処分事業への賛否に関わらず、地域の方々同士が自由に率直な議論を深めることを目的に、2021年4月に「対話の場」が設置された。寿都町では2024年1月までに17回開催し、神恵内村でも16回開催し、地層処分事業やその安全性への懸念・理解や将来の町の在り姿などについて、地域の方々との間で多様な対話を重ねた。文献調査の手法は「最終処分法」に基づくとともに、文献調査開始に当たってNUMOが2020年11月に公表した「文献調査計画書」、原子力規制委員会が2022年に公表した「特定放射性廃棄物の最終処分における概要調査地区等の選定時に安全確保上少なくとも考慮されるべき事項」、これらを踏まえて経済産業省資源エネルギー庁が2023年に策定し公表した「文献調査段階の評価の考え方」に基づいて実施した。「報告書(案)」は、それぞれに700ページほどの分量になっている。結論としては寿都町では、文献調査対象地区(寿都町全域およびその沿岸海底下(海岸線から15km程度以内の大陸棚の範囲))全域が該当し、神恵内村では、境界は明確ではないものの積丹岳から15km以内の範囲を除いた範囲を概要調査地区の候補とする、とされた。これに加えて概要調査以降の調査を実施する場合に留意すべきと考えられる事項を確認している。その主な事項は地震・活断層、噴火、第四紀の未固結堆積物、鉱物資源などであり、さらに放射性物質の閉じ込め機能の観点、地形から推定される比較的大きい動水勾配、地下施設の建設可能性の観点、坑内作業環境の維持対策における深い場所での高い地温、現地調査における地質環境特性データ取得の観点、岩相変化が著しく、高い不均質性を有することが想定されるハイアロクラスタイト(水冷破碎岩)を含む海底火山噴出物など各岩相の分布と特性の把握を行った。

Q&A:

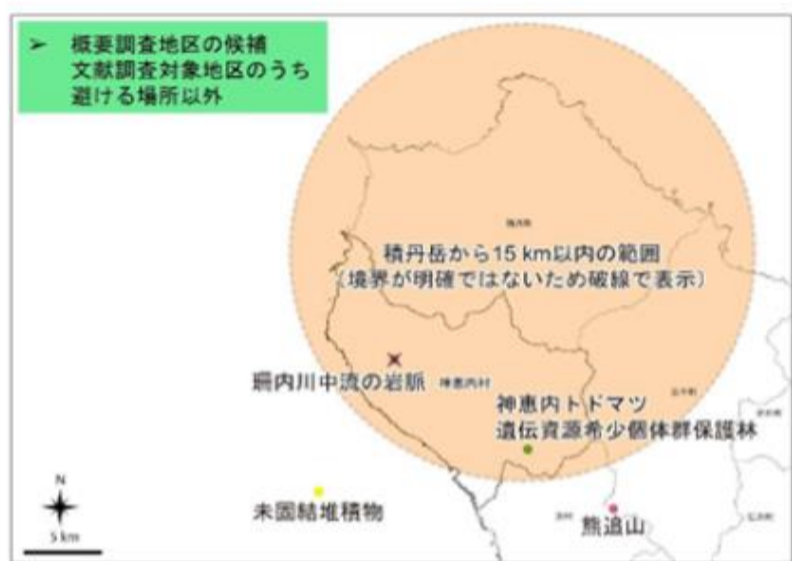
Q. 富田茂之副理事長：寿都鉱山(が操業をやめた理由)は水でも出たのだろうか。**A. 兵藤部長**：寿都鉱山は230mほど掘り下げたようだが、出水はそれほどでもなかったと聞いている。**Q. 増子理事長**：寿都の適地の土壌はどんなもので、その強度はどんなものだろう。**A. 兵藤部長**：寿都の土壌は火山噴出物の堆積である水冷破碎岩と凝灰角礫岩である。強度は調べてみなければわからない。**Q. 増子理事長**：幌延の地層はどうか？欧米ではスカンジナビア半島は花崗岩、スイス・ドイツは岩塩、フランスのビュールは粘土質といわれている。**A. 兵藤部長**：幌延は堆積岩の地層で粘土系である。**Q. 増子理事長**：概要調査を実施する場合に留意すべき事項が示されているが、これが調査の結果、基準に該当した場合どうなるのか？**A. 兵藤部長**：仮に基準に該当したら、その部分に関しては除外しなければならない。その場合には寿都町の陸域では西側の一部が残り、神恵内村では陸域は残らず海域が残る。**Q. 増子理事長**：北海道知事が既に反対を表明している。制度的に地方自治体の首長が反対すれば進められない仕組みになっている中で、進める意味は。**A. 田川専務理事**：現状は、北海道知事からも、きちんと説明会を数多く開いて道民の皆さんの意見を聞いて欲しいと要望いただいております、真摯に対応したい。**Q. 富田副理事長**：地方自治体の首長さんの中には、しっかりと交付金なり補助金を考えてくれれば、という意見もあるがどうか？**A. 田川専務理事**：際限なく予算を使うことができない中でどうするかという課題がある。また現実的に首長さんたちと踏み込んだ話をするまでに至っていない。**増子理事長**：私は当初、原子力発電推進論者だったが、事故が起こってからは考え方を変えた。新しい原子炉を作る環境がない中で、政府は既存の原子炉の再稼働と運転期間の延長を打ち出している。その間に様々な問題がおこり、再稼働そのものも難しい状況になっている。そもそも原子力発電の稼働を始めた時に核のゴミ処理の問題は考えていなかったのだろうか。将来的には核融合炉などの稼働も必要になってくると思う。**河村会長**：日本は核融合に多額の拠出をしてきた。いずれにしても既存の原子力発電やそのごみの問題に解決のめどをつける必要がある。**増子理事長**：迷惑施設として各地方自治体が受け入れたくない中で、現状の方法を

進めて解決につながるのだろうか。スウェーデンやフィンランドと違い、日本や欧米諸国は技術の進歩を組み込んで対処する可逆性処分という手法をとることになっている。そこで原子力発電所の敷地の地下に安全性を確保できるような構造物を作って、そこに中間貯蔵施設と最終処分場の間に核のゴミを保管する、というような発想の転換をし、新しいアイデアを出していく必要があるのではないかと。その後、最終処分場施設の設置が完了すれば、可逆性に基づいて、最終処分場に核のゴミを移動し処分することになる。**Q.河村会長**：それであれば反発は出にくいのでは。どうやっても核のゴミは出るので具体的な対策をとることが必要。**A.田川専務理事**：原発立地地域を最終処分場にするという同意は得にくいので、簡単ではない。**増子理事長**：サイトの外に置こうとするから反発が起こる。サイトの中では十分検討に値するのではないかと。未来構想会議としても今後さらに議論を深めていきたいと考えている。NUMOでもぜひ検討して欲しい。**河村会長、富田副理事長、増子理事長が出席し、齋藤智巳会員がZOOMで参加。NUMO出席者：田川専務理事、兵藤部長、渡邊浩男・事業計画部長、神倉公範・課長代理。**

神恵内村概要調査地区の候補

文献調査対象地区（神恵内村全域およびその沿岸海底下（海岸線から15km程度以内の大陸棚の範囲）のうち、積丹岳から15km以内の範囲を除いた範囲（境界は明確ではない）

概要調査地区の候補と避ける場所を図4.1に示す。併せて、避ける場所の基準に該当する可能性の観点から概要調査以降の調査を実施する場合において留意すべきと考えられる事項の主な例の位置も示す。



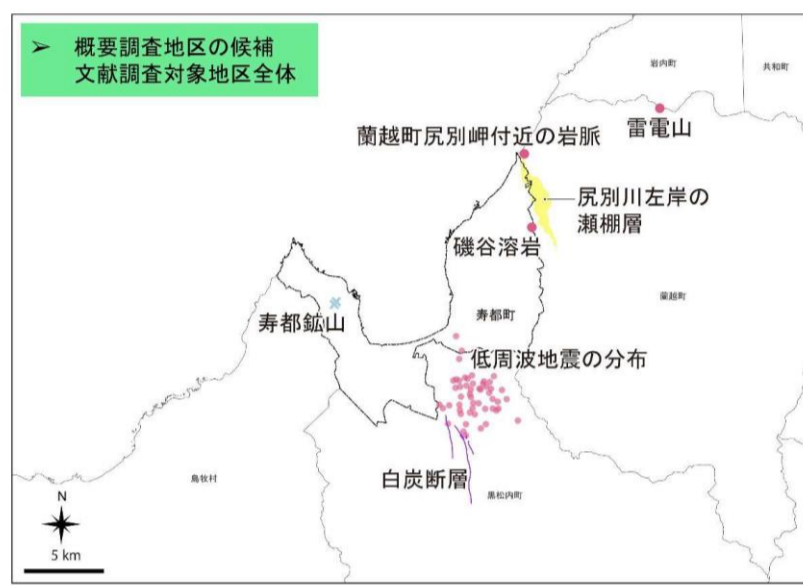
凡例 避ける場所
 × 噴火（堀内川中流の岩脈）
 ○ 噴火（「積丹岳」の活動中心が明確ではなく15kmの境界が明確ではないため破線で表示）
 ● 経済社会的観点からの検討（土地利用が原則許可されない地域）
 避ける場所の基準に該当する可能性の観点から概要調査以降に留意すべきと考えられる事項の例
 ● 噴火に関する事項（堀内川中流の岩脈、熊追山）
 ● 第四紀の未固結堆積物に関する事項

図4.1 避ける場所および概要調査地区の候補ならびに避ける場所の基準に該当する可能性の観点から概要調査以降の調査を実施する場合に留意すべきと考えられる事項の主な例の位置
 積丹岳から15km以内の範囲以外は位置を示しており場所の範囲を示しているわけではない。海岸線は「国土数値情報（海岸線データ）」（国土交通省）に、行政界は「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）に基づく。

寿都町概要調査地区の候補

文献調査対象地区（寿都町全域およびその沿岸海底下（海岸線から15km程度以内の大陸棚の範囲））全域

概要調査地区の候補に加えて、避ける場所に関する基準に該当する可能性の観点から概要調査以降の調査を実施する場合に留意すべきと考えられる事項の主な例の位置を図5.2-1に示す。



凡例 避ける場所の基準に該当する可能性の観点から概要調査以降に留意すべきと考えられる事項の例
 — 地震・活断層に関する事項
 ● 噴火に関する事項
 × 鉱物資源に関する事項
 ● 第四紀の未固結堆積物に関する事項

図5.2-1 概要調査地区の候補ならびに避ける場所の基準に該当する可能性の観点から概要調査以降の調査を実施する場合に留意すべきと考えられる事項の主な例の位置「尻別川左岸の瀨棚層」はその位置として地表における分布範囲を示している。海岸線は「国土数値情報（海岸線データ）」（国土交通省）に、行政界は「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）に基づく。

1月30日第17回勉強会 「現下の政治状況について」

河村建夫会長より、政局混迷の時であり、これからの方向がどうなっているか先輩議員として心配している、とのあいさつに続き、山田恵資・時事通信解説委員より、現状とこれからどうなるかについてお話しする。派閥がなければ成立しない岸田政権、派閥があると実現しない石破政権といえる。岸田内閣は菅内閣に

おける派閥解消の流れがあった中で、派閥の論理で成立した。菅内閣が成立した時に次の総理として石破茂氏と岸田文雄氏の可能性を尋ねられたことがあったが、石破氏が0.1%ぐらい、岸田氏は0.01%ぐらいと答えていた。実際に岸田氏も自らが首班指名されるという現実的な感覚はなかっただろうと思われる。その岸田氏が総裁選に出馬した理由は、やはり林芳正氏とのかかわりが大きい。林氏は岸田氏にとって信頼できる友人であると同時にライバルでもある。3期下の林氏が総裁選に立候補することになれば岸田氏が総裁になる可能性はなくなるため、立候補したと考えられる。周辺も岸田氏が当選するとは思っていなかったもので、今回はやめた方が良かったと言っていたが、岸田氏は周辺の反対にもかかわらず出馬した。菅内閣で派閥解消の流れがあったが、菅氏の総裁選不出馬を受けた自民党総裁選の中で、結果としては派閥の力で岸田総裁が実現し、岸田内閣は成立した。

安倍派は自民党最大派閥であり、その協力なく政権運営ができないという現実があった。安倍派五人衆が将来の総理・総裁候補であることは衆目の一致するところである



が、安倍氏がまだ若かったこともあり、体調が回復すれば 3 度目を目指す可能性があり、安倍派(清和会)の後継を固めず、競わせる状態を作っていた。また麻生派も政権派閥と連携することでその力を発揮する部分があり、茂木派もその均衡の中にいた。

岸田内閣が国民の世論調査に基づく支持率が低いにもかかわらず、安定的であった理由は、このような派閥の均衡の中で支えられたという側面が強かった。派閥均衡から作り出された岸田内閣ではあったが、今回、派閥から議員個人への政治資金キックバックの不記載が明るみになり、改めて派閥問題が浮上し、政治と金の問題で内閣支持率が低下した。これに対して遠藤利明氏は、岸田氏に世論の支持を得るのは攻めた時だ、突破してやった方がいい、と述べた。つまり誰かが嫌がっても派閥解消ということに持っていく。これを受けて今回の結論として、派閥はなくす、つまり人と金は外すけど政策集団としては残るということになっている。その背景には岸田派の源流である宏池会は強い結束を保っており、形式的に派閥を解消しようとするまいと、一致して行動すると考えられることがある。

派閥解消に関し、事前に連絡をしなかったことが麻生氏の不快感を招いた。麻生太郎氏が上川陽子氏の名前を出したのは、自分の手の上に乗ってくれて、選挙も強く票の取れる政治家として上川氏がいることを示し、岸田氏しか選択の余地がないわけではないというポーズであったと考えられる。これからを考えると次の総裁選挙で可能性がある人としては、まず岸田氏の続投、続いて上川氏と石破氏が挙げられる。石破氏に可能性があるとする党員を交えたフルスケールの総裁選を行うことが条件となる。最大派閥である安倍派は後継者が決まっていなかったことから、誰かが総裁候補として立てば安倍派が分裂する構造になっている。

解散総選挙日程に関してだが、来年の衆参同日選挙、もしくは今国会会期末、秋の自民党総裁選をにらんでということになる。それまでに景気動向が良くなり、政権支持率が上がった場合には、そのタイミングでという可能性もある。ここでは小池百合子・東京都知事の動静も気になることである。これに関しては東京都知事選挙日程が 7 月 7 日なので、今国会会期末解散ということになれば、小池氏が比較的早めに意思表示する必要が出てくる。しかしこれまでの 2 期の都政を通じて体制づくりをしてきていて、オール与党体制で都政を行いたいと思っているのではないのか。次の選挙は、いつ選挙するかではなく、誰を顔として選挙をするかになるかもしれない。その意味では総選挙で自民党が過半数を割り込んで、野党系の首班指名候補が参入した場合には、自民党が割れ、細川政権成立時のような劇的な合従連衡が行われるかもしれない。

Q&A:

Q.富田茂之副理事長: 古賀誠さんは今回の決定を強く支持した。このことをどう考えるか? 茂木さんは自分の派閥はしっかりしている、と述べたといわれるが、その背景はどのようなものか。また岸田政権の現状は超低空安定飛行の状態か? **A. 山田恵資:** 古賀さんから見れば林さんが可愛い。林さんに良いことは古賀さんにも良い。麻生さんと岸田さんの関係が離れていくことは古賀さんにとって良いこと。その意味では古賀さんと麻生さんの関係でいえば、麻生さんとの決別の始まりになるかもしれない。茂木さんは派閥での基盤が弱いので自分の派閥向けのアピールだったし、自分の能力が高いと思って、自分の能力で乗り切れると考えていると思う。また政権の現状はそうになっているが、岸田さんの性格からもあまり気になっていないようである。**Q.河村建夫会長:** 麻生さんはキャスティングボードを握ろうとしている。麻生さんがやったことに古賀さんが反応した。今回の派閥解消を古賀さんは評価した。岸田さんは大宏池会構想についてどう思っているのだろうか。**A. 山田恵資:** 麻生さんは常に大宏池会構想だと思う。それに対して遠藤利明さんは小さいからこそポストが得られると大宏池会構想には反対している。ただ岸田さんは明言していない。政治的な必要性に基づいて考えているのではないのか。**Q.増子輝彦理事長:** 参議院は非常に衆議院を意識していて独立性を主張する。その意味で衆議院との違いがあると思うが、その辺についてはどう思うか。また補選についてはどうか? **A. 山田恵資:** 参議院に関しては世耕さんの動きが焦点になる。また補選に関しては 3 つの選挙のうち 2 つには候補者を立てることができず、実際上は島根補選だけが判定基準になる。しかしあまりにも悪い負け方をすれば、選挙に勝てない岸田ということになりかねない。**Q.伊藤庄平理事:** 自分が役人をしていたころは、法案を作り成立させるとき、政策課題があった場合には多くは派閥で議論してきた。派閥がなくなった場合にどのように政策形成していくのか。**A. 山田恵資:** 政策ごとに同好会的なものや議連にもう少し派閥的なものを加味しながら政策形成をしていく方向性もある。逆にこれまで派閥の縛りで政策論争ができなかったという側面もある。いままでの派閥には人材発掘や養成の機能がかった。それをどのようにしていくのが課題となるという問題意識は自民党の議員からも出ている。**Q.増子輝彦理事長:** 派閥は復活するのではないのか? **A. 山田恵資:** 政治資金団体は残っているので資金メカニズムは残る。選挙の後で戻るのではないだろうか。**Q.谷口久徳理事:** 今回の立件に関して検察は落とすどころがわかっていたのだろうか? **A. 山田恵資:** 調整された様子はない。検察としては事前に入手した情報で検挙できると思っていたが、安倍派五人衆は一人も立件できなかった。今回の事案は、派閥の名前で集めた政治資金が不記載の形で議員に戻り、それが政治資金報告書に記載されていなかったことである。政府の公金を各政党に補助する政党助成金の創設から始まった政治資金規正法の趣旨は、“政治資金に対する不断の国民からの監視”、ということころにあり、時効のあるなしにかかわらず、その制度の趣旨が活かされていないことが最大の問題であったといえる。ただ派閥が若手の政治家の教育制度としての機能を果たしていたことは事実で、政治家になってからの抜擢や育成をどうしていくのが、今後の課題となる。最後に**増子輝彦理事長**より、お礼が述べられ閉会した。**河村会長、富田副理事長、増子理事長、伊藤庄平理事、谷口久徳理事、樽見英樹理事**が出席。

1月12日第16回勉強会 「2024年1月2日羽田空港における日航機と海上保安庁航空機の事故について」

高野滋・株) ANA 総合研究所顧問(元国土交通省航空局安全部長): より、JAL516 便が羽田空港 C 滑走路着陸直後に海上保安庁機と衝突し、海上保安庁機は、ほぼその場で炎上、JAL 機は約 1km 滑走した後に滑走路わきに停止し炎上。JAL 機の乗客乗員は機体炎上前に全員非常脱出に成功(負傷者 14 名)海保機は機長が脱出したものの(重症)、その

他の 5 名は死亡した。事故機は、JAL516 便:新千歳⇒羽田、乗客 367 名、乗員 12 名、A350-900 型。海上保安庁機:能登半島地震被災地への支援物資の輸送のための飛行を計画、搭乗員 6 名、DHC-8-300 型である。最近の大型旅客機では、機体の軽量化を目的として、構造に炭素繊維樹脂(CFRP)が大幅に用いられている。今回の JAL 機はエアバス 350 型機という最新の機体で、CFRP を大幅に取り入れた航空機の世界で初めての全焼事故となった。

今回の JAL 機の機体に使われていた CFRP の耐火性が高かったことが、乗客・乗員全員の生命を救う一つの要因になったと考えられている。今回の事故で海保機の 5 名が死亡した。これは、我が国航空会社が関連した事故としては、JAL123 便事故 (1985 年) 以来、約 40 年ぶりの死亡事故となった。滑走路誤進入 (Runway Incursion) は、我が国において記録の残っている 2004 年以降、約 40 件重大インシデントが発生しているが、いずれも管制やパイロットの対応などにより、事故が回避されてきた。ただ世界的にも様々な対策が講じられてきているが、滑走路誤進入に起因する事故は近年でも根絶できておらず、世界的に航空の安全対策の最優先事項の一つとされている。FAA (米国連邦航空局) によれば、2023 年には 1700 件を超える誤進入報告があった。今回の事故でポイントとして考えられている事項は各種報道から以下のように整理できる。

1. 海保機はなぜ滑走路に進入したか？海保機長は、「他の乗組員らにも確認し、滑走路への進入許可を得たと認識していた」と説明している。管制官から「first (一番)」という言葉が伝えられており、これが海保側の勘違いの原因になった可能性が指摘されている。
2. JAL 機・海保機はなぜそれぞれ海保機・JAL 機に気づかなかったか？JAL 機の操縦室には 3 名のパイロットがいたが、いずれも海保機を視認できなかったと話している。管制は JAL 機に対して、出発機がいることを伝達していた。海保機は、JAL 機の「着陸は知らなかった」と説明している。また管制から着陸機がいる旨の情報伝達はなかった。航空会社では、パイロットは滑走路に入る際には左右を見て、他の航空機がないかを確認することが通常の手順になっている。
3. 管制官はなぜ海保機の滑走路進入に気づかなかったか？羽田空港では、運用中の滑走路ごとに 2 名の管制官が担当。うち一人が滑走路を、もう一人が地上誘導を担当。事故当時の担当管制官は、国交省による聞き取りにおいて、海保機が滑走路に進入していたことに気づいていなかったと話している。(国交省によれば、管制官が指示を出した後に航空機の動きを視認する義務はない)。羽田空港には「滑走路占有監視支援機能」が備えられており、事故当時も正常に作動していた。羽田空港 C 滑走路には、地上滑走中の航空機の誤進入を防ぐための「停止線灯 (SBLT: Stop Bar Light)」が備えられていたが、事故当時は整備のために不作動だったため、運用していなかった。

今回の事故は、これらの要因が複雑に重なって生じたと考えられるため、現時点で原因を特定することはできていない。CVR (ボイスレコーダー) の解析、関係者へのインタビュー、事故関連の動画の解析などにより、事故の際の関係者の認識や動きを分析し原因究明を進めることになると見込まれる。原因究明に向けた課題として、運輸安全委員会による事故調査と並行して警



視庁による捜査 (業務上過失致死傷の疑い) が行われるが、事故調査の証言内容がそのまま警視庁による捜査の資料となってしまうため、関係者が刑事責任の追及を恐れ、率直な証言が得られない可能性が懸念されている。事故原因の解明と刑事的な責任を分けて考える必要があり、信頼感が失われないように対策がとられる必要がある。

最も重要なことは運輸安全委員会による調査を通して、事実関係を明らかにし、その結果を踏まえた安全対策を講じていくことである。具体的には「滑走路状態表示灯 (RWSL: Runway Status Light)」の全面導入と、「停止線表示灯」を悪天候時のみでなく夜間も運用すること、などのハード面の対策や、「滑走路占有監視支援機能」のモニターの方法、管制通信などに関するソフト面の対策を講じることになると見込まれる。

Q&A:

Q. 渡邊一夫・総合南東北病院理事長: 医療の分野も危機管理に関しては航空機事故を参考にして行っていることが多い。開業して 3~4 年の頃だったが JAL123 便の事故の際に群馬大学に同級生がいた関係で救出活動・生存者確認に携わった。今回の事故は、JAL123 便の例とは全く違うと思うが“誤認”ということがあったのではないかと。どうしてこんなことが、と思うことが生じてしまう。まさか、あり得ないということが起こってしまう。かつて外科手術でハーケン (肝臓鉤) という大きな手術道具を患者の体内に置き忘れたという事故も生じている。“思い込み”との関係で参考になることがあれば教えてほしい。**A. 高野滋・ANA 総合研究所顧問:** 今回は関係者として JAL、海上保安庁、管制の三者がいて、それぞれが何か間違っている可能性がある。これまでもしばしば事故の要因はあったが関係者の誰かが気づくことで回避されてきた。間違えないようにするためにどうしたらよいかが検討されてきた。絶対に起こらないということではないが、人間の判断を支援するシステムなどが不可欠。40 年前の JAL23 便に関しては、ボーイング社がどう考えてもそんな修理はしないだろうという修理を行ったことが原因と考えられている。人間は必ず間違っているので、それが起こらないようにする、それが起こった場合にはそこから進めないようにする仕組みが必要になる。航空機の整備でも置き忘れた比較的生じるが、重大事故につながるのだから、工具類はチェックリストがあってそれを確認する仕組みになっている。**Q. 渡邊一夫理事長:** 海上保安庁の飛行機が能登半島地震の支援に向かうために急いでいたことも要因としてあるのではないかと。慌てる場合には事故が起こりやすくなると思う。今回の事故は多くのシステムがかかわり、さらに人間がかかわるという意味で医療の現場との類似性があると思う。少人数ではなかなか手に負えない。その意味で指差し呼称のような基本的な確認はしていなかったのだろうか。**A. 高野滋・ANA 総合研究所顧問:** 仕組みとしてそのような手順は定められていると思う。ただ実際どうだったのかを確認する必要がある。そうすることで対策も変化する。現在の滑走路はお巡りさんが交通整理しているような状態で、赤信号のようなものが設置されていない。これらを設置することで事故防止に大きく役に立つと思う。**Q. 増子輝彦理事長:** 貴重な分析に心より感謝する。今回の事故に関してはポイントで上げられた 3 点がすべてだと思う。当たり前のことがなされていたにもかかわらず、このような事故がなぜ生じてしまったのか。ソフト的な確認をきちんとしていく必要がある。海保機の乗員の貴重な生命を失ったことはたいへん悔やまれる。生き残った機長はいたたまれない気持ちだと思う。ハード面の安全インフラとソフト面の安全インフラを整備することが必要。しかるべき時に提言をしていきたい。**Q. 楠本事務局長:** 医療と航空機事故が似ているというのはその通りだと思う。技術に

依存すべき部分と、しすぎてはいけない部分。人間が確認すべき部分と、人間の確認では不十分になる部分があり、どのようにバランスを取るのかは難しい課題だと思う。現在 AI の進歩が著しく、AIは画像処理が得意なので、空港を画像としてとらえ、その活用を図ることで改善できる余地があるのではないかと。A. 高野滋・ANA 総合研究所顧問：航空機事故と医療事故も似ているが、もう一つ似ているのが原発。どちらも何かあってはいけないという点と、きわめて複雑なオペレーションであることが共通している。原発の場合には巨大な機械であり、機械に依存する部分が多い。この複雑な機械をいかに適切に回していくかということが電源会社にとって大きな課題となっている。Q.楠本事務局長：普通でいえば99%大丈夫といえば、ほぼ大丈夫と考える。しかしアポロ計画では100万点の部品の1%がダメということは1万点の部品がダメということで全く意味をなさないといわれた。膨大な要素で構成されている巨大システム特有の課題にどのような対応していくのかについては、そのために特別なシステムを考えていく必要があるのだということが良くわかる。Q.増子輝彦理事長：今回の能登半島地震は原発にも大きな影響を与えたが、北陸電力が情報を全部開示しているわけではなく、隠ぺい体質があらためて出てきた。今回の震災が原発に与えた影響についてもこれから明らかにしていく必要がある。医療、原発、航空機事故は密接に関連している。これまでも原発問題に関しては福島復興も含めて真剣に対応してきたが、今回の地震がもたらした課題についてエネ庁などとも協議しながら明らかにしていきたい。今後も専門家としてご教示願いたい、と述べ閉会した。増子理事長が出席。渡邊一夫・総合南東北病院理事長が ZOOM で参加。

1月～3月主要活動報告

2024年

1月10日(水)

- 山田恵資・時事通信解説委員と増子理事長が面談。
- メリッサ K.メルビー・デラウェア大学教授、渡辺浩平・帝京大学教授来所。増子輝彦理事長、樽見英樹理事、楠本事務局長と研究プログラムについて協議。

1月12日(金)

- 一般社団法人未来構想会第16回勉強会「2024年1月2日羽田空港における日航機と海上保安庁航空機の事故について」
講師：高野滋・(株)ANA 総合研究所顧問(元航空局安全部長)
増子輝彦理事長が出席。渡邊一夫・南東北病院グループ総長が ZOOM で参加。

1月15日(月)

- 多田明弘・経済産業省顧問と増子輝彦理事長が面談。

1月16日(火)

- 「HGPI セミナー特別編：20周年を迎える日本医療政策機構：過去から未来へ、組織の歩みを振り返る」に増子輝彦理事長が参加

1月18日(木)

- 東尾正・全国仮設安全事業協同組合専務理事来所。
- 杉本敬次・デジタル庁参事官(会計担当)と面談。
- 岩崎美由紀・ヴェルサイユファーム代表取締役会長、増子輝彦理事長と面談。

1月25日(木)

- 増子輝彦理事長が、吉田淳・大熊町町長、渡辺利綱・前町長、渡辺一夫・川内村議長と面談。

1月26日(金)

- 前後公・猪苗代町前町長と増子輝彦理事長が面談。

1月30日(火)

- 一般社団法人未来構想会第17回勉強会「現下の政治情勢について」講師：山田恵資・時事通信解説委員。河村建夫会長、富田茂之副理事長、増子輝彦理事長、伊藤庄平理事、谷口久徳理事、樽見英樹理事が出席。
- 伊堂隆徳・株式会社ゼファー代表取締役来所。

1月31日(水)

- 遠藤昭二(株)ISホールディングス代表と面談。
- 坂根直樹・全国災害復興活動支援機構(JDR)理事長、影山幸一郎・JDR 常務理事、恒松克己・JDR 出雲市災害復興活動支援展担当顧問、杉目繁・株式会社影山工務店総務部長来所。

2月2日(金)

- 堀口富美子・日本防災女子株式会社代表取締役、磯部たる・事業部長・顧問弁護士、金子美穂・社会保険労務士他、浜津匡壮・株式会社ドリームディレクション代表取締役来所。増子理事長と復興支援事業について協議。
- (一社)日本レジャーホテル協会新年講演会・賀詞交歓会に増子理事長が参加。

2月13日(火)

- 王焱侠・中国エネルギー研究会副主任、堂ノ上武夫・(一社)日中経済協会専務理事と増子理事長が面談。

2月16日(金)

- 四家雄二・郷さくら美術館東京・理事長と増子理事長が会合。

2月20日(火)

- 渡邊良太・おなはま腎・泌尿器科クリニック理事長、渡辺幸子・同専務、稲葉好晴・独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部長来所。増子理事長と復興支援事業について協議。
- 日高勝・有限会社盛工業取締役新規事業統括部長来所。増子理事長に廃炉事業について要望。

2月29日(木)

- 住田孝之・住友商事グローバルリサーチ(株)代表取締役と増子理事長が面談。

3月4日(月)

- NPO 法人全国災害復興支援機構 「2011 東日本大震災復興記念写真展開会レセプション」に増子輝彦理事長と楠本修事務局長が出席。

3月5日(火)

- 関根慎一・朝日新聞記者来所。増子輝彦理事長と面会。

3月7日(木)

- 米山泰揚・世界銀行駐日特別代表来所。
- 一般社団法人未来構想会第18回勉強会「核ごみ最終処分場文献調査報告書案について」講師：田川和幸・原子力発電環境整備機構(NUMO)専務理事他。河村建夫会長、富田茂之副理事長、増子輝彦理事長が出席。

3月9日(金)

- 遠藤栄作・前鏡石町長叙勲受賞祝賀会に増子輝彦理事長が出席。

3月13日(水)～14(木)

- 北海道日高ヴェルサイユリゾートファーム視察。岩崎崇文・日高ヴェルサイユリゾートファーム代表、岩崎美由紀ヴェルサイユファーム代表が増子輝彦理事長、堀口富美子会員と面談。

3月19日(火)

- 高原一郎 JOGMEC 理事長・桜町道雄復興庁統括官と増子輝彦理事長が懇談。

3月22日(金)

- (一社)アフリカ開発協会理事会に増子輝彦理事長が出席。

3月26日(火)

- 一般社団法人未来構想会第19回勉強会「2024年診療報酬の改定について」講師：眞鍋 馨・厚生労働省保険局医療課長。増子輝彦理事長、松本千穂理事が出席。富田茂之副理事長、入澤優公理事、蒲原基道理事、渡邊一夫・南東北病院グループ総長、阿部 亘・わかまつインターベンションクリニック院長が ZOOM で参加。

3月27日(水)

- 中山弘幸・原田祐作・村上真由子・熊本県宇城市議会議員と増子輝彦理事長が面談。

3月29日(金)

- 福島県復興について、三牧純一郎・同福島復興推進グループ福島新産業・雇用創出推進室長、平塚智章・福島新産業・雇用創出推進室企画官兼内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム企画官と増子輝彦理事長、浜津匡壮・株式会社ドリームディレクション代表、久保木豊・増子事務所秘書が協議。

勉強会予定

- 2024年4月22日 第20回勉強会「核融合開発の現状について」
講師：千原由幸・文部科学省研究開発局長・馬場大輔研究開発戦略官(核融合・原子力国際協力担当)文部科学省研究開発局担当官
- 2024年5月7日 第21回勉強会「福島第一原子力発電所廃炉の現状について」
講師：山名元・原子力損害賠償・廃炉等支援機構 理事長

活動の詳細については、一般社団法人未来構想会議ホームページをご覧ください！

未来構想会議ホットライン

(一社)未来構想会議に対するご意見・ご要望をお寄せください
〒100-6015 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞が関ビル 15階 JWD内
電話：03-6625-0723/ FAX:03-6625-0724
E-mail: info@ffv.jp <https://ffv.jp/>